

秋田県公安委員会告示第93号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和4年10月4日

秋田県公安委員会

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
173	株式会社 高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	ぱちんこ	P s i n七つの大罪V 1 K	第210159号
174	ネット株式会社 代表取締役 国本 貴志 大阪府大阪市中央区島之内一丁目22番17号	回胴式	SもっとチバリヨNB - 3 0	第1S1924号